

離婚届の記入例（協議離婚の場合）

届出する年月日を記入してください。

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に住所の異動届が必要です。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫婦のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。なお、この届出では、子の戸籍は移動しません。子の戸籍を移動するためには、家庭裁判所の許可を取得した上で、「入籍届」を提出してください。

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

本届書中字加入
字削除

夫妻の捨印

離婚届		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 号		送付 令和 年 月 日	第 号
加西市 長 殿		長印	
（よみかた）夫 かさい 太郎 妻 かさい 花子			
氏名 加西 太郎 加西 花子			
生年月日 昭和 56 年 2 月 10 日 昭和 58 年 7 月 29 日			
住所 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 1 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 1			
世帯主の氏名 かさい 一郎 かさい 一郎			
本籍 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地			
筆頭者の氏名 加西 太郎			
父母の氏名 父 加西 一郎 母 横尾 春子 続柄 長男		父母の氏名 父 兵庫 二郎 母 兵庫 夏子 続柄 二女	
離婚の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判		成立日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 兵庫県加西市北条町栗田 66 番地		婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 兵庫県加西市北条町栗田 66 番地	
未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 加西 桜子 妻が親権を行う子		同居の期間 平成 24 年 4 月 から 年 月 まで	
同居の期間 (同居を始めたとき) (別居したとき)		別居する前の住所 番地 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と <input checked="" type="checkbox"/> 4 31 にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世界帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5)		夫の職業	
夫の職業		妻の職業	
その他		届出人 夫 加西 太郎 妻 加西 花子	
署名押印 加西 太郎 加西 花子		事件簿番号	
住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日		連絡先 自宅 電話 0790 (42) 1234	

届出人夫婦または証人が使用する印鑑は、同姓の場合でも違う印鑑を押してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

協議離婚のときは、証人として、当事者以外の2人の署名・押印（スタンプ印不可）が必要です。証人は離婚の事実を知っている20歳以上の方に依頼してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印 加西 一郎 兵庫 夏子	印 加西 印 兵庫
生年月日 昭和 19 年 1 月 17 日 昭和 22 年 4 月 21 日	
住所 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 1 兵庫県加西市北条町栗田 66 番地 1	
本籍 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 兵庫県加西市北条町栗田 66 番地	

婚姻で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次から選んでください。

- 元の氏に戻る場合
 - ・親の戸籍（婚姻前の戸籍）に戻る（左の例になります）
 - ・自分で新戸籍をつくる（「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新本籍を記入してください。）
- 引き続き今までの氏を使う場合
 - ・別紙「戸籍法77条の2」の届を離婚届と同時に提出してください。（離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄の記載は不要です。）

未成年の子がいる場合は、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。（面会交流）
 取決めをしている。
 まだ決めていない。（養育費の分担）
 取決めをしている。
 まだ決めていない。

未成年の子がいる場合は、ご記入ください。

お持ちいただくもの

- ① 離婚届書(1通)
- ② 戸籍謄本
※加西市に届出される場合本籍が加西市の方は、不要です。
- ③ 認印(届出人である夫および妻)
※スタンプ印は不可
- ④ 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等
※本人確認のため

※氏に変更がある場合、住民登録をしている市区町村役場に次のものをお持ちください。
 ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
 ・国民健康保険証(加入者のみ)

※住所を変更される方は、別に住所変更の届出が必要です(市外から転入される場合は転出証明書が必要です。)